

研究

主幹教授制度

主幹教授制度は、本学における高度な研究活動を推奨し、支援し、さらに活性化するために、本学の教授のうち、その専門分野において極めて高い業績を有し、かつ、本学の研究戦略の先導的な役割を担う者に「主幹教授」の称号を付与するものです。

主幹教授の称号を付与される者は上記の条件を満たす者で、原則として、次に掲げる競争的資金等に採択された代表者としてします。

- ① 科学研究費助成事業の大型種目（特別推進研究、新学術領域研究（特定領域研究を含む）、基盤研究（S）及び基盤研究（A）（ただし、人文社会科学系に限る。））
- ② 九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程第2条別表第2に規定する拠点
- ③ ①及び②に準ずる競争的資金等

主幹教授には、上記の要件を満たす研究プロジェクトの実施期間において、給与面での優遇措置などを行います。

★もっと詳しく知るには

- ・主幹教授制度について

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=12&side=10>

◆問合せ先

研究・産学官連携推進部研究企画課研究企画係
092-802-2323
内線:90-2323

科学研究費助成事業

科学研究費助成事業（科研費）は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に進展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピア・レビュー（注1）による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

（注1）ピア・レビュー…専門分野の近い研究者による学問的意義についての評価。7千人を超える研究者が、書面審査、合議審査及びヒアリングに関わっています。

科研費では、若手研究者の自立を支援する「若手研究」や、学術の体系・方向の変革・転換や挑戦的な研究を支援する「学術変革領域研究」や「挑戦的研究」など、研究の段階や規模に応じて、応募・審査をしやすいするため、様々な「研究種目」が設定されています。

*応募スケジュール（注2）

例年、9月に文部科学省及び日本学術振興会から「公募要領」が公表され、応募が開始されます。（例年、11月が応募締切り日となります。）応募者は、【科研費 電子申請システム】により応募手続きを行います。

審査員による審査後、翌年度4月に研究機関長あてに審査結果が通知されます。

（注2）研究種目によって、時期が異なります。詳細は公募要領に記載されています。

*科研費の応募についてはこちらのHPから（注3）

【科研費 電子申請システム】

<http://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html>

（注3）応募の際は事前にシステムにログインするためのID・パスワードの発行手続きが必要です。詳細は所属部局の科研費事務担当係にお問い合わせください。

*基金化について

年度にとらわれずに研究費の使用ができるよう、平成23年度に日本学術振興会に基金が創設されました。

それにより、基金化した種目では、複数年度の研究期間全体を通じた研究費が確保されているため、研究の進展に合わせた研究費の前倒し及び次年度使用など、会計年度にとらわれない研究費の柔軟な執行が可能となりました。

★もっと詳しく知るには

- ・文部科学省 科研費HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

- ・日本学術振興会 科研費HP

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

- 九州大学 研究支援 Web
<https://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/kaken/>

◆問合せ先

- ・科研費の事務手続きについて
各部局の科研費事務担当係
- ・科研費制度、事務手続き全般について
研究・産学官連携推進部研究推進課研究資金係
092-802-2328、2329
内線:90-2328、2329

- 研究・産学官連携推進部研究推進課研究資金係

◆問合せ先

- ・特別研究員の事務手続きについて
各部局の特別研究員事務担当係(学術研究・産学官連携本部 HP 内に各部局の事務一覧を掲載)
- ・特別研究員制度、事務手続き全般について
研究・産学官連携推進部研究推進課研究資金係
Tel : 092-802-2386
内線:90-2386
Email : zagkyoso@jimu.kyushu-u.ac.jp

日本学術振興会 特別研究員制度

日本学術振興会(JSPS)特別研究員制度は将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を目的としており、「特別研究員」に採用された者に対しては研究奨励金や、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)が支給されます。

特別研究員採用の審査には第一次選考(書面審査)と第二次選考(面接選考)があります。特に第一次選考にかかる申請書が審査に大きく影響しますので、採択にあたっては受入教員が積極的に学生へ指導することが重要です。なお、第二次選考(面接選考)の候補者を対象に、学内において、関連領域の教員及びURAを審査員として事前に模擬面接を実施しています。

*年間の主なスケジュール(PD、DC)

例年、日本学術振興会から2月上旬に募集要項が公表され、5月末頃に応募は締め切られます。そして10月中旬に第一次選考結果の開示、11月下旬～12月上旬に第二次選考が行われ、12月下旬～1月上旬に第二次選考結果が開示されます。採用決定は4月1日です。

★もっと詳しく知るには

- ・日本学術振興会 特別研究員制度 HP
<https://www.jps.go.jp/j-pd/index.html>
- ・九州大学 学術研究・産学官連携本部(AiRiMaQ)の特別研究員 HP
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher2/page.php?code=14>

◆問合せ先

- ・特別研究員の事務手続きについて
各部局の特別研究員事務担当係(学術研究・産学官連携本部 HP 内に各部局の事務一覧を掲載)
- ・特別研究員制度、事務手続き全般について

競争的資金制度

競争的資金とは、第3期科学技術基本計画において定義されているとおり「資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し研究者等に配分する研究開発資金」のことを指します。

つまり、競争的資金は研究者の実績と創意を評価して個人の研究を支援することにより、研究者の能力を最大限に発揮させ、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与するための根幹的な研究資金です。

★もっと詳しく知るには

- ・「競争的資金制度一覧」はこちらの HP から
<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>
 - ・競争的資金の応募についてはこちらの HP から(注)【府省共通研究開発管理システム(「以下、e-Rad」)】
<http://www.e-rad.go.jp/>
- (注)応募に際してはe-Radによる応募手続の他に、併せて紙媒体での申請も必要となる場合がありますので、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせください。

- ・研究支援Web
<https://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/fund-search>

◆問合せ先

- 研究・産学官連携推進部研究推進課研究資金係
092-802-2327、2386
内線:90-2327、2386

研究助成金

研究助成金とは、民間の財団法人等が、各々の財団ごとに、研究助成金の趣旨や研究助成の対象分野、助成金額を定め、募集を行う制度です。

各研究者は、各々の研究助成金の内容や対象等を「応募要項」等で確認し、各自で、各研究助成金の趣旨にあったものに応募します。

募集を行った財団法人等は、応募者から送付された申請書(応募書類)を、各財団の定めた選考基準に照らして審査を行い、助成対象者を決定します。

なお、各研究助成金が以下のいずれかの条件を満たす場合は、大学へ寄附し経費管理を行わなくてはなりません。

- (1) 当該職員の職務上の教育研究活動等を奨励するもの
- (2) 当該職員が個人の資格で行う研究活動等を大学の施設又は設備を使用して行うもの

★もっと詳しく知るには

- ・ 研究支援Web

<https://ura.kyushu-u.ac.jp/research-info/fund-search>

注意!

研究助成金の中には、応募時に総長推薦が必要な助成金、部局長推薦が必要な助成金、大学ごとに申請件数に制限がある助成金((例)九州大学で1件等)があります。

その場合は、学内で推薦に係る事務手続きや応募者の調整を行う必要がありますので、それらの条件のある助成金に応募される場合は、事前に、所属部局の研究協力関係事務を所掌している係にお問い合わせ下さい。

- ・ 経費管理について

国立大学法人九州大学寄附金取扱規程(第7編 会計-第1章 会計規則)

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>

◆問合せ先

- ・ 応募について

所属する部局の研究協力担当係又は研究・産学官連携推進部研究推進課研究資金係

092-802-2386

内線:90-2386

- ・ 経費管理について

所属する部局の経理担当係

学内研究支援制度

○ Progress100 (世界トップレベル研究者招へいプログラム)

世界トップレベルの実績を持つ研究者ユニットを招へいし、国際共同研究を行うことで九大の国際的な競争力強化を図る制度です。

2017年度より、若手研究者の海外派遣支援、人文社会科学系や学際融合活性化のための国際シンポジウム開催等の支援も実施しています。

○ QR プログラム (Qdai-jump Research Program)

若手研究者の育成に主眼を置きつつ、「シード・ファンディングの強化」をコンセプトとした、以下の多様な種目で構成した学内の競争的資金制度です。

- ・ つばさプロジェクト (人社系の若手研究者を核とする異分野融合研究)
- ・ わかばチャレンジ (若手研究者の挑戦的研究)
- ・ 理研-九大 科学技術ハブ 共同研究プログラム等

○ 研究活動基礎支援制度

研究環境の多様性を促進するために若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を継続的に育成・支援する取組です。

スキルアップ支援として、国際学会派遣支援や外国語校閲経費支援等を実施しています。

研究活動基礎支援制度では、他にもライフイベント支援を行っております。詳細は、男女共同参画のページ(104ページ)をご参照ください。

★もっと詳しく知るには

- ・ Progress100 (世界トップレベル研究者招へいプログラム)

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=7&side=03>

- ・ QR プログラム

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=8&side=04>

- ・研究活動基礎支援制度（スキルアップ支援）
国際学会派遣支援
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=5&side=03>
- 外国語校閲経費支援
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=4&side=02>

◆お問い合わせ先

研究・産学官連携推進部研究企画課研究企画係
TEL：092-802-2323
内線：90-2323

国際交流（教員・研究者）

九州大学では、国際的な教員・研究者間の交流を活発に行うため、「スーパーグローバル大学等事業」、「留学生30万人計画」などを推進するとともに、派遣・招へい等の各種支援事業を積極的に実施しています。

○教員・研究者の国際交流状況（派遣・受入）

九州大学における教員の海外派遣、外国人教員数及び外国人研究者の受入状況、海外の協定締結校については以下に示すとおりです。

* 本学教員・研究者の海外派遣数

海外派遣研究者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
短期派遣者数（30日以内）	3,570	4,044	4,325	3,751	4,012
増減数（前年度比）	-330	470	281	-574	261
長期派遣者数（31日以上）	53	73	76	68	80
増減数（前年度比）	-22	20	3	-8	12

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

* 外国人教員・研究者の受入数

外国人教員数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
5月1日現在の数	120	134	140	140	143
増減数（前年度比）	11	14	6	0	3

出典：九州大学総務部人事課

外国人研究者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
短期受入者数（30日以内）	652	787	753	630	722
増減数（前年度比）	-78	135	-34	-123	92
長期受入者数（31日以上）	230	242	294	271	287
増減数（前年度比）	43	12	52	-23	16

出典：文部科学省「国際研究交流状況調査」

* 協定校一覧

九州大学は大学間（学術：134件、学生：120件）、部局間（学術：226件、学生：159件）の協定を締結しています（令和元年12月1日現在）。

現在の協定締結状況について

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/worldmap.php>

大学間 学術・学生交流協定一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list1.php>

部局間 学術・学生交流状況一覧

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/agreeview/agree-list2.php>

○外国人教員・研究者の受入

海外からの優秀な人材の受け入れを積極的に推進し、最先端の研究情報を取り入れながら大学の国際競争力の強化を目指しています。

* 外国人教員・研究者の受入支援（外国人留学生・研究者サポートセンター関係）

外国人留学生や研究者の受入を円滑に行うため、ビザ取得サポートや生活支援を行う「外国人留学生・研究者サポートセンター」を、各キャンパスに設置しています。

* 事務手続きの窓口（各部局及び国際部）

事務手続きについては各部局の国際交流担当係へお問い合わせください。

また、上記「外国人留学生・研究者サポートセンター」の問合せ先については次の URL を参照してください。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/contact>

○国際協力

アジア重視戦略掲げる本学は、アジアを中心とする開発途上国に対する教育・研究、技術開発、人材育成をこれまで持続的に展開してきました。本学は国際協力機構（JICA）との連携を通じたプロジェクトや二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力などを実施しています。

また、本学による国際協力活動に取り組む教員のデータベースを公開しています。

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/coopact/search.php>

* JICA 等を通じた国際協力への取り組み例

(1) JICA 関連事業

ASEAN 工学系高等教育ネットワーク (Seed-Net)
ハサヌディン大学 (インドネシア) 工学部研究・連携基盤強化プロジェクト

- ・工学系高等教育支援事業 (モンゴル)
- ・高効率燃料電池と再生バイオマスを融合させた地域内エネルギー循環システムの構築 (ベトナム)

(2) 二国間のパートナーシップに基づく海外の大学設立への協力

エジプト日本科学技術大学 (E-JUST)
マレーシア日本国際工科院 (MJIT)
インド工科大学 (IIT) ハイデラバード校

○外部資金

国際展開に必要な外部資金の情報は、

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher>

(国際部 Web サイトの教職員向け情報：各種助成制度、日本学術振興会) をご覧下さい。

* JICA や JSPS 等の国際交流関係事業への申請手続き窓口

国際部国際課国際交流係

092-802-2218、2221

内線:90-2218、2221

intlkoryu2@jimu.kyushu-u.ac.jp

<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/gakushin-appli>

○組織・職名等の英語呼称

九州大学における組織・職名等の英語訳一覧表を <http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher/eigokosho> に掲載しています。この英訳の使用を義務

付けけるものではなく、業務上必要な際に参考としていただくものです。

★もっと詳しく知るには

- ・国際部 Web サイト内の教職員向け情報
Global Gateways
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/teacher>
- ・外国人留学生・研究者サポートセンター Web サイト
<http://www.isc.kyushu-u.ac.jp/supportcenter/>

◆問合せ先

- ・外国人教員・研究者の受入/大学間交流協定/
外部資金 / 学内の英語呼称について
国際部国際課国際交流係
092-802-2218、2219
内線:90-2218、2219
intlkoryu@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・国際開発協力について
国際部国際戦略課国際戦略推進係
092-802-2282
内線:90-2282
intlssuishin@jimu.kyushu-u.ac.jp
- ・外国人留学生・研究者サポートセンターについて
外国人留学生・研究者サポートセンター
092-802-2280
内線:90-2280
intlgrksc@jimu.kyushu-u.ac.jp

適正な研究活動の推進

今日の科学研究が限りなく専門化を深め複雑かつ多様な研究方法・手段を駆使して行われる結果、科学的成果・知見が飛躍的に増大していく反面、科学者同士でさえ、互いに研究活動の実態を把握しにくい状況となっていることから、科学者が公正に研究を進めることが従来以上に重要になってきています。

また、厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国費による研究費支援の増加が図られている中であっては、貴重な国費を効果的に活用する意味でも、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められています。

しかしながら、研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今それらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、平成26年8月に「研究活動における不正行為へ

の対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定)が公表されたことを受け、不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育を実施することが求められています。

本学においても、新ガイドラインを踏まえ、関係規程を見直し、また、各部局に研究倫理教育責任者を配置し、研究倫理教育責任者が各部局の研究者等に対し、研究倫理教育の実施及び受講管理等を行う等の整備をするなど、対応を強化しています。

○行動基準

九州大学における研究に従事する教職員、学生等、全ての研究者は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければなりません。

<研究者の基本的責任及び姿勢>

- (1) 研究者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
- (2) 研究者は、捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない。
- (3) 研究者は、研究活動の実施及び研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守する。

<研究活動に関して守るべき作法等>

研究者は、健全な研究活動を保持し、適正な研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本学における研究活動において生み出された成果やその根拠となるデータ等は、研究者個人の私的なものではなく、公的なものであるという意識を持つとともに、その記録や保存等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程(平成21年度九大就規第14号)第3条第3項に基づき作成するガイドラインに基づき、適切な管理及び指導を徹底すること。
- (2) 共同研究においては、個々の研究者が、それぞれ役割分担・責任を明確にするとともに、研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、研究内容や研究成果を適宜、適切に確認すること。
- (3) 研究成果の発表物(論文)において、著者としての要件を満たさない者を著者とするあるいは

は、要件を満たす者を著者として記載しないなどの「不適切なオーサーシップ」や印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」も不正行為となりうることから、論文発表の際には、研究者コミュニティや学術誌等の投稿規定などに十分留意すること。

- (4) 産学連携実施に伴い、利益相反が生じる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、研究実施主体の明確化と研究成果の管理など適切に対応すること。
- (5) 論文の査読において、理不尽に厳しくしたり、意図的に遅らせたりすることがないように、また、競争的資金の審査において、申請者との間で審査に影響を与えるような関係がある場合は自ら辞退するなど、研究者倫理に基づく行動をとること。

○研究者とは

- (1) 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- (2) 本学において研究指導を受ける者
- (3) 本学の施設設備を利用する者
- (4) (1)～(3)までに掲げる者であった者

○不正行為とは

次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。)

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) その他 虚偽の記述等又は(1)、(2)若しくは(3)に準ずる行為
- (5) 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

○研究倫理教育の実施

本学では、適正な研究活動を推進するため「研究

倫理教育」を実施しており、教員、大学院生等直接研究に従事する者は、全学的な共通教材による「研究者共通教育」の受講が義務付けられています（各部局において「分野別教育」が実施される場合もあります）。研究者共通教育はe-learningにて受講することができますので、必ず受講してください。研究者共通教育の受講に関する詳細については、70頁を参照してください。

○研究データ等の適正な保存・管理について

本学において研究活動を行う者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データ等について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明できるよう適正に保存するとともに、必要に応じ開示しなければいけません。

各部局では、本学の「研究データの保存等に関するガイドライン」に基づき、各部局における取扱いを定めています。所属部局の取扱いに従って、適正な保存・管理をお願いします。

(ガイドライン抜粋)

(1) 保存対象となる研究データ

論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（研究データ等）

(2) 研究データの管理

研究データ等はそれらを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理（転出後等も定められた期間は同様）

(3) 保存方法

後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存（作成者、作成日時及び属性等を整備し検索等が可能となるよう留意）

(4) 保存期間

- ・実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間
→原則として、当該論文等の発表後10年間
- ・試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間
→原則として、当該論文等の発表後5年間

★もっと詳しく知るには

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ・九州大学学術憲章

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/charter/research-j/>

- ・適正な研究活動の推進について（九州大学HP）

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>

◆問合せ先

- ・研究・産学官連携推進部研究企画課研究企画係
092-802-2323
内線:90-2323

○不正行為相談・申立窓口

- ※不正行為については、法務・コンプライアンス課（TEL:092-802-6648、E-mail:tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp）にご相談・申立てください。
なお、下記の窓口でもご相談いただけます。

窓 口	内線番号	メールアドレス
法務・コンプライアンス課（通報窓口）	伊都 90-6648	tuho@jimu.
法務・コンプライアンス課長	伊都 90-2086	sossingicho@jimu.
人文社会科学系総務課長	伊都 90-6301	jbskacho@jimu.
理学部等総務課長	伊都 90-4002	rixskacho@jimu.
医系学部等学術協力課長	馬出 91-6771	ijkkacho@jimu.
病院研究支援課長	馬出 91-6014	byhkacho@jimu.
工学部等学術研究支援課長	伊都 90-3852	koekacho@jimu.
芸術工学部総務課長	大橋 95-4410	gskkacho@jimu.
農学部総務課長	伊都 90-4502	noxskacho@jimu.
筑紫地区庶務課長	筑紫 93-7501	srskacho@jimu.
附属図書館図書館企画課長	伊都 90-2469	tokkacho@jimu.
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門事務長	伊都 90-6931	i2cnerjimucho@i2cner.

※メールアドレスの末尾には、「[kyushu-u.ac.jp](http://www.kyushu-u.ac.jp)」を記載してください。

研究費の適正な使用

研究費の不正使用は、いかなる理由によっても正当化されないものであり、研究者生命を脅かしかねない問題に止まらず、大学の責任が厳しく追及されるばかりか、国民の不信感を招き、ひいては国が推進する科学技術振興施策そのものへの信頼をも揺るがしかねない行為です。

研究に携わる職員は、研究費の性質及び使用ルー

ル等の不十分な理解から生じる研究費の不正使用を防止するためにも、これらのことを十分理解したうえで研究活動を遂行することが必要となります。

○正しく研究費を使用するために

*研究費の定義と性質

研究費とは、研究遂行のための必要な経費に充てるための資金です。研究費には、研究者の研究に対して国や民間企業等から補助・助成されるもの、国や民間企業等から研究を委託され交付されるもの、民間企業等から寄附されるもの、学内の予算から配分されるものがあり、その種類によって守るべきルールが異なります。特に国や独立行政法人から交付される研究費は、それぞれに使用ルールが定められていますので、研究費を使用する際は、そのルールを確認してください。

*正しい研究費の使用

- ・研究費は、研究目的に沿って、公正性及び透明性を確保しつつ、経済的かつ効率的に使用してください。
- ・研究費を使用する時は、予め支出財源を明確にしてください。
- ・研究費の使用が年度末に集中しないよう、研究計画に沿った適切な時期に使用してください。
- ・研究費の不正使用は業者との親密な関係から発生することが多くあり、普段から高い倫理観をもって、節度ある行動をとってください。特に取引業者との打合せについてはオープンなスペースで行う等の配慮が必要となります。
- ・意図せず不正使用を行ってしまうことを未然に防ぐため、使用ルールや事務手続きについてご不明な点がある場合には、些細なことでも構いませんので、お気軽に相談窓口(担当事務部門)へご相談ください。

※研究費の支出に係る手続きについては、このハンドブックの物品等の購入(P.139)、出張手続(P.141)の項も参照してください。

○研究費の不正・不適切使用(禁止事項)

研究費の不正・不適切使用(以下「研究費の不正使用」といいます。)とは、研究費を私的に流用又は着服することのみならず、実態のない謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいいます。

*研究費を使用するにあたっての禁止事項

①カラ謝金(賃金・給与)

実際には作業が行われていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出勤簿等)を提出し、実態を伴わない謝金(賃金・給与)を支払わせる不正行為のこと。

(例)研究者自らが行ったデータベース入力作業を、指導している学生がアルバイトとして行ったことにして、実態を伴わない賃金を支給させた。

②カラ出張及び出張費用の水増し請求

実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出張報告書等)を提出し、実態を伴わない旅費を請求する不正行為のこと。また、実際には不要な旅費を請求すること(水増し請求)も不正行為となります。

(例)出張を取り止めたにもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出して不正に旅費を請求した。

③カラ発注、書類の書き換え及び預け金

実際には納品がないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(請求書等)を提出し、実態を伴わない物件費を支払わせる不正行為のこと。また、カラ発注でなくとも請求書等の品目等を書き換えることや、カラ発注で捻出した資金を業者に管理させることも不正行為となります。

(例)取引業者と共謀して、納品の実態がないにもかかわらず、大学に請求代金を支払わせた。

*還流行為の禁止

学生等に支給された経費(給与や謝金、旅費)の全部又は一部を、研究室等が回収してプール金とする還流行為は、プール金の使途(私的流用の有無)に関わらず、不適切な行為であるため本学では還流行為を禁止しています。

実態に基づき適正に支給された経費(給与や謝金、旅費)であっても、還流行為によりプール金を捻出する行為そのものが不正行為となります。

(例)研究協力者に対し支給された旅費の一部を、研究室が回収してプール金とし、別の旅費の経費として使用した。

*寄附金・研究助成金の適正な経理(個人経理の禁止)

研究費は、研究者個人の発意で提案し、採択・交付されるものであっても、その原資は国民の税金であったり、その資金を職務として使用したりすることから、「研究機関」が適切に経理することが求められています。

競争的資金に限らず、財団法人などから研究者個人に直接交付される助成金であっても、職務上の教育研究活動等を奨励するものや、大学の施設・設備を使用するものは、大学が適切に経理する必要がありますので、改めて大学に寄附手続きしてください。

なお、個人経理は、国立大学の評価において厳しく評定されるなど、大学経営に多大な影響を及ぼす不適切な経理であることに十分留意してください。

○研究費の不正使用に対する処分

研究費の不正使用を行った「個人」に対する処分だけではなく、「大学」が資金配分機関等から処分を受けることがあります。

<個人に対する処分>

- ・懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止など、学内規則に基づく懲戒処分を受けます。
- ・文科省等の資金配分機関より、競争的資金の交付対象から一定の期間除外される措置（応募制限措置）を受けます。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者（個人の利益を得るための私的流用）	10年
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者（私的流用以外の不正使用）	1～5年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	最大2年

- ・行為の悪質性が高い場合は、刑事告発又は民事訴訟などの法的措置を講じられることがあります。
 - ・不正使用に関与した者の氏名・所属・不正使用の内容等が公表されます。
 - ・故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、その損害を弁償する責任を負います。（弁償責任）
- <大学に対する処分・影響>
- ・体制整備に不備がある場合、大学全体に対する間接経費措置額の削減、競争的資金の配分停止が行われます。
 - ・調査等に係る膨大な時間とコストが発生します。
 - ・大学の社会的な信用が失墜します。

○研究費の使用における研究者の権限と責任

研究者は、予算の配分を受けることで「予算管理者」となり、当該予算の管理及び執行に関する事務を委任され、予算の使途の決定などを行います。

研究者は、自らに配分された予算の管理責任者として、善良な管理者の注意をもって財務及び会計に関する事務を処理する義務があります。

また、業者に対する発注連絡等を他の教職員（事務補佐員等）に代行させることも可能ですが、代行者の行為を管理監督する義務と責任が生じます。

○研究費の不正使用を防止するための取組

本学では、研究費を適正に管理するために文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「九州大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」や「九州大学研究費不正防止計画」を定め、研究費の不正使用防止に係る取組を実施しています。

ところが、大変遺憾ながら、本学において平成28年7月に不正使用が認定されました。これを受け、全学を挙げて再発防止に取り組むこととし、様々な再発防止策を実施しています。これまで以上に研究費の適正な使用を心掛けてください。

○研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育

研究費の運営・管理に関わるすべての構成員は、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を受講することが義務付けられています。コンプライアンス教育はe-learningにて受講することができますので、必ず受講してください。コンプライアンス教育の受講に関する詳細については、このハンドブックの「研究倫理教育・コンプライアンス教育」（p.69）を参照してください。

○研究費の不正使用情報の通報窓口

不正使用についての通報は、次のところで受け付けています。

法務・コンプライアンス課
〒819-0395 福岡市西区元岡744
TEL 092-802-6648
内線：90-6648
E-mail tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp

<通報に当たっての留意事項>

- ・原則として顕名によること。なお、通報者は、悪意に基づく通報であると認定されない限り、単に通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

- ・通報するに足りる合理的な理由又は根拠を示してください。
- ・通報者は、不正使用の調査に対し、誠実に協力してください。
- ・悪意に基づく通報であると認定された場合には、原則として当該通報した者の氏名等を公表します。
- ・悪意に基づく通報など行為の悪質性が高いことが判明した場合は、刑事告発や民事訴訟などの法的措置を講じることがあります。

★もっと詳しく知るには

- ・研究費の不正防止について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/prevention>
- ・研究費使用ハンドブック(学内限定)
<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/handbook/handbook.pdf>
- ・九州大学における競争的資金等の不正使用に係る調査等に関する規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/181/1/2014kitei076.pdf>

◆問合せ先

- ・研究費の適正な使用について
財務部財務企画課財務企画係 092-802-2337
- ・研究費の不正使用情報の通報について
法務・コンプライアンス課 092-802-6648
内線:90-6648

研究倫理教育・コンプライアンス教育

●概要

本学においては、研究活動の不正行為を事前に防止し適正に研究活動を推進するため、また、研究費の不正を防止し適正に研究費を管理するため、文部科学大臣が定めたガイドラインに基づき、研究者等に求められる倫理規範を習得等するための「研究倫理教育」及び研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「コンプライアンス教育」を実施しています。両教育とも e-learning により受講することができますので、下記に記載の受講義務者は必ず受講してください。受講方法の詳細については、以下のホームページにてご確認ください。

なお、本学においては、科学研究費助成事業へ応募する研究者は、応募前までに「研究倫理教育」を、また、交付内定後の交付申請前までに「コンプライ

アンス教育」をそれぞれ受講しておく必要があります。

「研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について」(学内限定)

<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/37261/research-compliance-implementation.pdf>

○e-learning システムのログインページ

- ・研究倫理教育(研究者共通教育)
<https://edu.aprin.or.jp/>
- ・コンプライアンス教育
<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/course/view.php?id=19537>

○受講対象者

- ・研究倫理教育(研究者共通教育)
受講義務者：①教員(特定有期教員を含む。)
②研究推進職(URA)
③技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者
④学術研究員
⑤研究補助者(テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等)
⑥本学において科研費を申請する者
⑦日本学術研究振興会特別研究員(SPD、PD)
⑧大学院生(M、D)など直接研究に従事する者
- 受講推奨者：①共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者
②学部学生(特に研究室配属後の学部学生)
③不正行為に係る申立窓口責任者
④研究支援関係部署の事務職員

※「研究倫理教育」は、e-learning を用いて全学的に実施する「研究者共通教育」のほか、各部署において「分野別教育」が実施される場合もありますので、あわせて受講するようにしてください。

- ・コンプライアンス教育
受講義務者：研究費の運営・管理に関わるすべての構成員(以下に該当する者)
①すべての役員

- ②すべての教職員（非常勤を含む）
- ③上記以外のもので研究費の運営・管理に関わる者
例）名誉教授、非常勤講師、日本学術振興会特別研究員等で科研費等の研究代表者

※ただし、研究費等の執行に関わらないとコンプライアンス推進責任者（部局長）が判断した者については、受講を免除することができます。

★もっと詳しく知るには

- ・適正な研究活動の推進について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>
- ・研究費の不正防止について
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/prevention/>

◆問合せ先

- ・研究倫理教育について
研究・産学官連携推進部研究企画課研究企画係
092-802-2323
内線 90-2323
- ・コンプライアンス教育について
財務部財務企画課財務企画係 092-802-2337
内線 90-2337

又は「核燃料物質、核原料物質」（国際規制物資）に大別されます。

- ①放射性同位元素
トリチウム、コバルト60、セシウム137等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物をいいます。
- ②核燃料物質
天然ウラン、劣化ウラン、濃縮ウラン、トリウム、プルトニウムをいいます。
- ③核原料物質
ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質をいいます。

○放射線障害予防規程

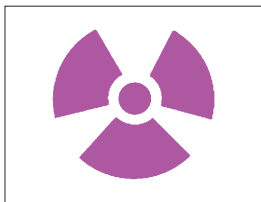
放射性同位元素等（放射性同位元素、放射線発生装置、表示付認証機器又はX線発生装置（加速電圧1,000kv未満の電子顕微鏡を除く。））を研究・教育で使用するためには、九州大学放射線障害予防規則に則り、各取扱施設で定めている放射線障害予防規程を遵守しなければなりません。

放射線障害予防規程は、主に次の事項について規定しています。

- ①安全委員会の設置②放射線取扱主任者等の選任配置③施設設備等の点検④業務従事者の登録⑤使用前手続き⑥使用手順⑦使用後の処理⑧保管⑨廃棄⑩業務従事者に対する教育訓練⑪健康管理⑫被曝量の測定⑬事故・危険時の措置⑭法等に違反したときの措置

放射線障害防止等

放射線や放射性同位元素等の利用に伴う有害な放射線障害の危険性から、放射線業務に従事する人や一般の人々を守るため、放射性物質を使用する際には、放射性同位元素等規制法、原子炉等規制法などの法令を遵守しなければなりません。本学においても、九州大学放射線障害予防規則等を制定し、放射線障害の防止に努めています。



○放射性物質について

放射性物質とは、放射能（放射線を出す能力）を持つ物質の総称で、トリチウム、コバルト60、ウラン、トリウムなど（これらにより汚染された物を含む。）がこれに該当します。これら物質は、「放射性同位元素」

○取扱い等を始めるにあたって

放射性同位元素等を取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする場合は、放射線取扱者従事登録を行わなければなりません。

*新規登録手順

- ①所属部局長へ登録希望の申し出を行う。
- ②所属部局担当事務から、「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」の配付を受ける。
- ③教育訓練の受講（アイソトープ統合安全管理センター、病院等の取扱施設で実施）
- ④「登録申請カード」「ガラスバッジ申込書」「取扱者手帳」に必要事項を記入し提出する。
- ⑤後日、所属部局担当事務から「健康診断日程通知」「電離放射線健康診断個人票（個人票）」「電離放射線健康診断問診票（問診票）」の配付を受ける。
- ⑥健康診断の受診（血液検査室、眼科）

- ⑦健康診断の結果通知(個人票、問診票の写しの交付)
- ⑧健康診断の結果を「取扱者手帳に添付」
- ⑨登録完了通知が交付される。
- ※⑤～⑧の手続きは、管理区域内での作業に従事する場合に必要。

***放射性同位元素等取扱者登録に係る取扱施設**

取扱施設
アイソトープ総合センター病院地区実験室及び病院地区学生実習室
アイソトープ総合センター伊都地区実験室
理学部等
医学部(医学部保健学科を除く。)
医学部保健学科
病院(別府病院を除く。)
別府病院
歯学部
薬学部
工学部等
農学部
地球社会統合科学府
総合理工学府等
生体防御医学研究所
応用力学研究所
先端物質化学研究所
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所
加速器・ビーム応用科学センター
稲盛フロンティア研究センター
先端医療イノベーションセンター
基幹教育院
水素材料先端科学研究センター
伊都診療所

○核燃料物質等の取扱い

核燃料物質(国際規制物資)を使用しようとする場合、原子力規制委員会の許可を受ける必要があります。また、その使用者に対しては、保安措置、計量管理、報告等の義務が課せられます。

★もっと詳しく知るには

- ・放射線障害防止法による安全規制(原子力規制委員会)
http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/
- ・核燃料物質の使用等の安全規制(原子力規制委員会)
<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/>

[nuclearfuel/shiyou/](http://www.nuclearfuel/shiyou/)

- ・国際規制物資の使用等の安全規制(原子力規制委員会)

<http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/>

- ・九州大学アイソトープ統合安全管理センター

<http://qrad.kyushu-u.ac.jp/>

◆問合せ先

総務部環境安全管理課安全管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)
内線:90-2387、2388、2389、7137

動物実験

近年、世界各国において動物愛護の動きが高まり、一部の国では動物実験を行うに当たり国の認定や許可を必要としたり、実験施設を登録制にするなどの措置がとられています。

このような最近の海外での厳しい状況や国内の動物愛護の高まりを踏まえ、平成17年6月、議員立法により「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)が改正され、平成18年6月に施行されました。

この法律における動物実験等については、第41条において3Rの概念を明記しReplacement(代替法)およびReduction(数の低減)を配慮事項とし、Refinement(苦痛の軽減)を義務付けました。

本学においては、動物愛護管理法の改正を機に、文部科学省から示された指針に基づき、「九州大学動物実験規則(以下「動物実験規則」という。)」等を改訂し、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験の実施を図っています。

○実験動物について

「動物実験規則」において対象となる動物は、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物です。

○動物実験規則で定められていること

「動物実験規則」には、適正な実験動物の飼養保管及び動物実験を行う上で遵守しなければならない事項(教育訓練、実験従事者登録、健康診断、動物実験計画の審査手順、動物実験実施者の責務等)が規定されています。

動物実験を実施する研究者は、この「動物実験規

則」と「九州大学動物実験細則」及び実施部局で別に定められた内規等を遵守しなければなりません。

○実験を始めるにあたって

新たに動物実験を行う研究者は、図1及び図2の手順で手続きを行うことになります。

- 注意!**
- ・実験動物を飼養保管する施設及び動物実験を行う施設は、別途設置の認可を受けていなければなりません。
 - ・実験動物を飼養保管する施設の管理責任者となるためには、事前に「実験動物管理者に対する教育訓練」を受講する必要があります。

○動物実験を行う上で、別途申請が必要となる主な制度等

①遺伝子組換え実験を伴う場合

遺伝子組換え実験を伴う場合は、別途、遺伝子組換え実験計画書を九州大学遺伝子組換え実験安全委員会に提出し、許可を受けなければなりません。

②動物に対し麻酔薬等として麻薬・向精神薬を投与する場合

ケタミン(ケタラール)等の麻薬を使用する場合は、別途麻薬研究者免許が必要です。免許を申請する場合は、部局事務を通じて、福岡県知事(事務担当：福岡県保健医療介護部薬務課麻薬係)に申請書を提出します。

ペントバルビタール等の向精神薬を使用する場合は、使用・保管実験室が向精神薬試験研究施設であることが必要です。向精神薬試験研究施設として登録されていない場合は、部局事務

図1：動物実験従事者の登録

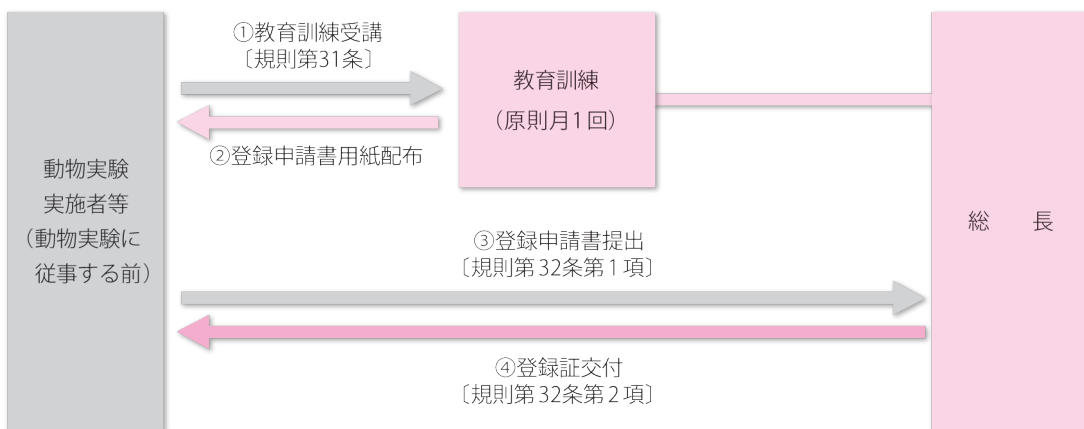
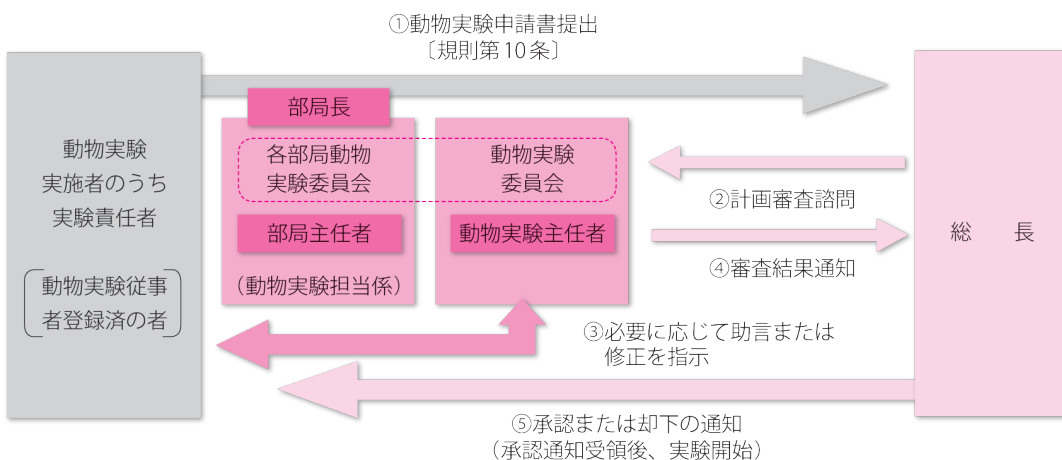


図2：動物実験計画の審査・承認手続き



を通じて、九州厚生局長(事務担当：厚生労働省九州厚生局麻薬取締部)に申請書を提出します。

★もっと詳しく知るには

動物実験に関するホームページ(関連規則、教育訓練の開催予定など)

<http://ura.kyushu-u.ac.jp/animal/>

◆問合せ先

総務部環境安全管理課安全管理係

092-802-2387、2388、2389、7137(内線)

内線:90-2387、2388、2389、7137

遺伝子組換え実験

遺伝子組換え実験を行うにあたっては、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止及び実験の安全確保のために、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)及び関係法令並びに学内規程を遵守することが必要です。

○教育訓練

遺伝子組換え実験に従事しようとする場合は、事前に教育訓練を受講する必要があります。また、その後、5年に1回は再教育訓練を受講する必要があります。必要な教育訓練を受講せずに実験に従事することはできません。

○遺伝子組換え実験承認手続き

遺伝子組換え実験を開始する際は、実験責任者が、実験計画書を作成し、所属部局の安全主任者の確認を受けた後、所属部局長に実験計画書を提出します。実験計画書は遺伝子組換え実験安全委員会で審査され、審査結果は所属部局長を通じて実験責任者に通知されます。実験は、承認通知を受けてから開始してください。

なお、実験には次のとおり大臣確認実験及び機関承認実験があります。

・大臣確認実験

計画している遺伝子組換え実験が、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令」別表第一(第4条関係)に掲げられているもの。

遺伝子組換え実験安全委員会による事前審査を経

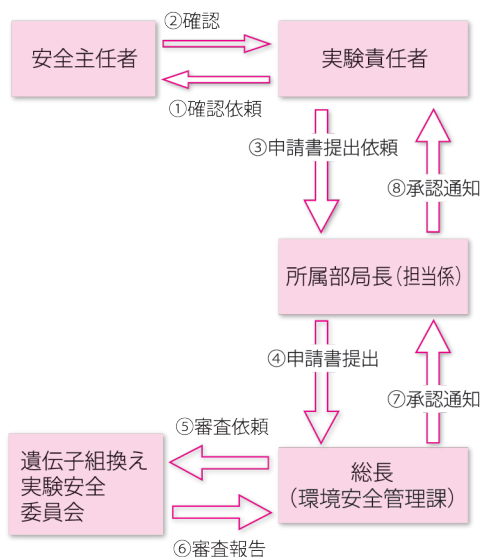
た後に、文部科学大臣による確認を受ける必要がある。

・機関承認実験

上記以外の実験。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いて実験を行う場合は、別途、動物実験計画書を九州大学動物実験委員会へ提出し、許可を受けなければなりません。

遺伝子組換え実験計画 申請・審査の流れ



○遺伝子組換え生物等の譲渡及び譲受に係る手続き

遺伝子組換え生物等を譲渡する際は、譲渡者は譲渡先に明確な使用計画があることを確認した後に、譲渡する必要があります。その際、譲渡する遺伝子組換え生物等についての情報提供を文書等で行う必要があります。このため、本学では遺伝子組換え生物等の譲渡に係る情報提供書、遺伝子組換え生物等の搬入に係る確認書などの様式を作成しています。また、譲渡後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

○遺伝子組換え生物等の輸出入に係る手続き

遺伝子組換え生物等を輸出する際は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則」に定める様式第12により輸出先へ輸出する遺伝子組換え生物等の情報を提供する必要があります。

(輸入する際の様式の指定はありません。)

なお、ノックアウトマウスなどの動物を宿主とし

た遺伝子組換え生物を輸入する際には、あらかじめ当該遺伝子組換え生物を用いた実験計画書を申請し承認を受ける必要があります。

また、輸出入後は速やかに譲渡届出書を所属部局長を経て総長に提出する必要があります。

※譲渡手続は、有体物管理センターのHP上で、必要書類の作成及び提出を行うことができます。

○遺伝子組換え実験室の認可手続き

P1以外の実験を行う場合、遺伝子組換え実験安全委員会の認可を受けた実験室で行う必要があります。認可を受ける際は、実験室の管理責任者が拡散防止措置認可願及び実験室の図面を所属部局長を通じて総長へ提出し認可を受ける必要があります。

※哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を取り扱う場合は、別途、実験動物飼養保管施設または動物実験室の設置認可を得る必要があります。

★もっと詳しく知るには

- 九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>
- 九州大学有体物管理センター
<http://mmc-u.jp/>
- 文部科学省 ライフサイエンスの広場 遺伝子組換え実験
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/anzen.html#kumikae>

◆問合せ先

- 総務部環境安全管理課安全管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)
内線:90-2387、2388、2389、7137

研究用微生物の取扱い

研究用微生物(細菌、真菌、ウイルス、寄生虫、毒素)は、病原体の取扱いを誤った場合には、研究者自身や同室者、さらには第三者にバイオハザードを引き起こす原因となるため、感染症法等の関係法令及び学内規程を遵守し、病原体の適切な取り扱いと管理を行うことが必要です。

○学内手続き

研究用微生物を新たに実験に利用又は保管する場合は、研究用微生物の種類等に応じて、次のとおりの手続きが必要です。

また、実験の申請及び届出は毎年度行わなければならない、使用を終了する場合には終了届を提出する必要があります。

・レベル1相当(哺乳動物等に対する病原性が低いもの)

研究開発二種告示別表第2に掲げられていないレベル1相当の研究用微生物を実験に利用又は保管を行う際は、管理部局長へ様式第1号(微生物取扱届出書)の提出が必要です。

・レベル2(哺乳動物等に対する病原性が低いもの)

レベル2の研究用微生物を実験に利用又は保管しようとする際は、管理部局長へ様式第2号(微生物取扱届出書)の提出が必要です。

・レベル3(哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性のあるもの)

レベル3の研究用微生物を実験に利用若しくは保管を行う際は、様式第3号(微生物取扱申請書)を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

また、供与を行う際は、様式第4号を管理部局長を経て総長に申請し、承認を得ることが必要です。

※レベル4の研究用微生物は、取り扱ってはなりません。

※研究用微生物のレベルは、九州大学研究用微生物安全管理細則第2条を参照下さい。

※様式は、九州大学遺伝子組換え実験ホームページ内にあります。

※遺伝子組換え実験室(P1、P2、P3)を研究用微生物実験室(レベル1、2、3)として使用することとします。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定病原体等の取扱施設は、別途、総長に申請し、承認を得ることが必要です。

★もっと詳しく知るには

- 厚生労働省 感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/>

kenkou_iryuu/kekaku-kansenshou17/03.html

- ・九州大学 遺伝子組換え実験ホームページ
<http://ura.kyushu-u.ac.jp/dna/>
- ・研究開発二種告示(※研究用微生物のレベル参考資料)
http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n648_02.pdf

◆問合せ先

- ・総務部環境安全管理課安全管理係
092-802-2387、2388、2389、7137(内線)
内線:90-2387、2388、2389、7137

営業秘密管理

近年、大学では、教職員が創出した特許出願前(未公開)の研究成果や、産学連携等を通じて教職員等が企業から取得する情報資産を秘密として保持する場面が増加しており、大学における秘密情報管理への要請はますます高まっています。

これらの情報のうち、不正競争防止法で定める「営業秘密」に該当するものについては、大学が組織として適切に管理することが重要です。連携先機関等から取得した「営業秘密」を、教職員が不正に使用・開示等した場合には、教職員自身が責任を問われるのみならず、大学の責任も厳しく問われる可能性があります。

教職員には、営業秘密の不正使用等による法的トラブル、ひいては社会的信用の失墜といった事態を招くことのないよう、自らが適切な情報管理を行うことはもちろん、学生等に対しても、情報の秘密管理に係る適切な指導を行うことが求められます。

○背景

平成15年に不正競争防止法(平成5年5月19日法律第47号。以下「法律」という。)が改正され、一定の要件を満たした秘密情報(営業秘密)の不正取得や使用・開示に関して、従来の民事的責任(差止め・損害賠償)に加え、刑事的処罰を科す規定が盛り込まれることになりました。また、平成17年の法律改正により、営業秘密の国外使用・開示行為の処罰、一定の条件を満たす退職者の処罰及び法人処罰、罰則規定の法定刑の上限の引上げなどがなされました。その後、平成21年には、営業秘密の不正な取得行為等を原則として刑事罰の対象とすること

などを内容とする法律改正がなされました。

さらに平成27年には、営業秘密侵害罪の非親告罪化などを内容とする法律改正がなされ、営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上が図られました。

大学においても、企業と連携する際やインターネット時に教職員等が知り得る相手企業の情報について、企業から秘密管理を求められる場面が増えつつあります。前述のとおり、平成17年の法律改正では、教職員等が企業からの要請に背いて営業秘密を使用・開示等した場合には、その行為者自身が処罰されるだけでなく、大学に対しても罰金刑が科され得る旨が規定されました。このように、大学が教職員等に対し、適切な情報管理を講じるよう継続的に指導を行うことが一層重要となっています。

*不正競争防止法

不正競争防止法とは、他人の技術開発、商品開発等の成果を冒用する行為等を不正競争として禁止する法律です。具体的には、ブランド表示の盗用、形態模倣等とともに、営業秘密の不正取得・使用・開示行為等を差止め等の対象としており、不法行為法の特則として位置づけられるものです。

○不正競争防止法における営業秘密の定義

法律第2条第6項において、営業秘密は「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義されています。

つまり営業秘密とは、次の三つの要件を全て満たす技術上、営業上の情報であるといえます。

①秘密管理性

「秘密管理性」が認められるためには、大学が主観的に秘密として管理するだけでは不十分であり、客観的にみて秘密として管理していることが認識できる状態にあることが求められます。また、単に秘密保持契約等を締結しているだけでは十分ではなく、契約で定められた秘密情報管理を組織として実践していることが必要です。

②有用性

「有用性」が認められるためには、その情報が客観的にみて、事業活動にとって有用であることが必要です。そのため、例えば組織の反社会的な行為などの公序良俗に反する内容の情報については、「有用性」は認められません。「有用性」は、大学の主観によって決められるべきものではなく、広く客観的な

判断をもって決定されるべきものといえます。

③非公知性

「非公知性」が認められるためには、情報が一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要です。世の中の誰もが入手可能な情報については、それがいかに有用であり、また秘密として管理されていたとしても、営業秘密としては保護されません。

○大学における営業秘密

大学における教育研究、及びこれに付随する諸活動は、営業秘密の定義でいう「その他の事業活動」に該当すると考えられるため、大学が創出・取得・保有する様々な情報も不正競争防止法の定める「営業秘密」の対象となり得ます。

大学における営業秘密に該当する秘密情報としては、主に以下の2つが挙げられます。

- 教職員等が独自に創作した発明等のうち、大学の事業活動上有用な技術上の情報であり、権利化前に秘密管理すべき情報
- 産学連携やインターンシップ実施時に、教職員及び学生が知り得る相手企業の営業秘密等

大学が創出・取得・保有するこれらの情報は、大学が一定の条件の下で適切に管理することにより、「営業秘密」として法的保護の対象とすることができます。

大学にとって事業活動に有用な情報を評価・選別し、秘密管理を行うべきと判断した情報(=営業秘密)については、自らが適切に保護し、第三者等の不正取得・使用・開示から守ることが重要です。不測の事態が生じた場合に法的措置をとることができるよう、先に述べた秘密管理性の要件を満たした状態で保持することが求められます。

○本学における取組み

不正競争防止法の諸改正、及び平成28年10月の「大学における秘密情報の保護ハンドブック」(経済産業省)の公表を受け、大学においても、秘密情報の漏えい等を事前に防止し、適正な秘密管理を推進するためのコンプライアンス教育を行うことが求められています。

本学では、平成16年4月に経済産業省が策定した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」(平成28年10月に「大学における秘密情報の保護ハンドブック」と改題の上、全部改訂)に基

づき、「九州大学営業秘密管理指針」及び「九州大学営業秘密管理規程」を定め、秘密情報の流出防止に係る取組みを実施しています。また平成27年11月には、全教職員による秘密管理の適切な遂行を目的として、技術流出防止マネジメント委員会を設置し、全教職員に対しコンプライアンス教育や内部監査を実施する等、管理体制の強化に努めています。

○営業秘密に関する教育の実施

本学では、秘密情報の漏えい等を事前に防止し、適正な秘密管理を推進するためのコンプライアンス教育をe-ラーニングにより実施しており、平成30年10月より全教職員に対しe-ラーニング「大学における営業秘密管理について」の受講を義務付けています。

なお、一度受講完了した教職員は、再受講の必要はありません。

- ・ e-ラーニング「大学における営業秘密管理について」(学内限定)

以下のURLよりSSO-KIDでログインし、受講をお願いいたします。

日本語版：<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/course/view.php?id=9998>

英語版：<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/mod/page/view.php?id=154786>

○営業秘密の具体的管理方法

営業秘密の適切な管理のため、「営業秘密管理マニュアル」に従い以下の手順で秘密管理を行うことが求められます。

(1) 秘密情報の評価・選別

紙媒体、電子媒体を問わず、保有する全ての記録情報について評価を行い、①教職員が創出した未公開研究情報、及び②企業等から取得した営業秘密を特定、選別します。

(2) リスト化して組織管理

(1)で選別した①、②の情報について、ファイル簿にファイルタイトルや保存期間、機密区分等を登録します。

(3) 機密レベルの表示

リスト化したファイルについて、記録媒体に「極秘」「部外秘」等の朱書き又は押印(シール可)を行います。なお、ファイル等に個別に秘密表示をする代わりに、記録媒体を保管するケースや施錠可能なキャビネット、保管庫等に「関係者以外閲覧禁止」

「関係者以外立入禁止」等の文言を掲示する方法もあります。

なお電子媒体については、ファイルやフォルダの閲覧に要するパスワードを設定する等、読取制限の属性を付与することが求められます。

(4) 分離保管

一般情報とは別に施錠して管理します。また、複製・複写の禁止や、原則として持出を禁止するなどの措置を講じます。電子ファイル・フォルダ等については、アクセスが限定された共有フォルダに保存することも有効です。

(5) 機密廃棄

廃棄する際は、後に他者によって復元・開示されることのないよう、復元不可能な形で廃棄します(裁断処理、溶解処理、焼却処理等)。電子媒体については、データ消去用ソフトや磁気データ消去装置等による電磁的記録の抹消や、記録媒体の物理的な破壊等の方法による確実な廃棄が求められます。

○営業秘密の不正使用・開示等にかかる法的措置について

教職員が、大学の事業活動の過程において、他者から受領する営業秘密を不正に使用・開示等した場合には、当該行為を行った個人に対してだけでなく、個人が所属する法人に対しても法的責任が問われる可能性があります。教職員は、自らが不正を行わないことはもちろんのこと、大学が加害者として処罰を受ける可能性があることについても重い責任があることを認識しましょう。

<個人に対する処分>

* 民事上の措置

- ・ 営業秘密の不正使用行為に対する差止請求(20年の除斥期間)
- ・ 営業上の利益侵害に対する損害賠償請求
- ・ 営業上の信用毀損に対する信用回復措置請求

* 刑事上の措置

- ・ 営業秘密の不正取得・領得・不正使用・不正開示行為のうち一定の行為について、10年以下の懲役又は2000万円以下(海外使用等は3000万円以下)の罰金

<法人に対する処分・影響>

- ・ 5億円以下(海外使用等は10億円以下)の罰金
- ・ 社会的信用の失墜

◇ 出典

- ・ 経済産業省産業技術環境局大学連携推進課 『大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン』(平成23年3月改訂)
- ・ 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室 『営業秘密管理指針』(全部改訂：平成27年1月28日)

★もっと詳しく知るには

- ・ 九州大学営業秘密管理指針
https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/upload_file/editor_files/2016sonota019.pdf
- ・ 九州大学営業秘密管理規程
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/1339/1/2016kitei049.pdf>
- ・ 技術流出防止マネジメントについて(学内限定)
<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/teacher/page.php?code=30&side=09>
- ・ e-ラーニング「大学における営業秘密管理について」(学内限定)
日本語版：<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/course/view.php?id=9998>
英語版：<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/mod/page/view.php?id=154786>
- ・ 経済産業省のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>
- ・ 内閣府のホームページ
<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/index.html>

◆問合せ先

学術研究・産学官連携本部
産学官連携渉外・調整グループ
TEL：092-802-5127 FAX：092-802-5145
内線：90-5127
E-mail：tsmanage@airimaq.kyushu-u.ac.jp

安全保障輸出管理

国際的な平和及び安全の維持の観点から、国際社会においては、大量破壊兵器等の拡散防止や通常兵器の過剰な蓄積を防止するための輸出管理＝安全保障輸出管理を厳格に行うことが求められています。我が国でも、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」と呼びます。)に基づき、国際的な平和及び安全の維持の妨げになると認めら

れる場合に、「貨物の輸出」と「技術の提供」について、事前に経済産業大臣の許可を得ることが必要となっています。

九州大学では、国際的な産学連携や、教育・研究の国際化を推進しています。しかし、その過程で行われる技術データのやりとりや高性能な研究資機材の海外への送付が、まったく意図しないところで、国際社会の安全を脅かす国やテロリスト等に転送され、悪用されてしまうおそれがないとは言えません。そのような状況に陥ることのないよう、本学では外為法を遵守すべく、九州大学安全保障輸出管理規程（平成21年度九大規程第72号）を平成22年4月に施行し、学内における一元的な管理体制を構築・運営しています（平成31年4月1日最終改正・施行）。

○貨物の輸出

外為法に基づき規制を受ける「貨物の輸出」とは、貨物を外国に向けて送り出すことをいいます。例えば、以下のような行為はこれに該当します。

- ・ 海外出張時の試料、部品、試作品、機器等の手荷物としての持出し
- ・ 海外の研究機関や研究者への装置、試料、試作品等の送付や貸与
- ・ 海外で開催される学会・シンポジウム等への装置等の出品 等

■「貨物の輸出」の例外

店頭販売されているような一般的なノートパソコン、個人の携帯電話等を海外渡航の際に自己使用のために持ち出す行為については、基本的には経済産業大臣の許可を得る必要はないと解されています。

○技術の提供

外為法に基づき規制を受ける「技術の提供」とは、貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報（＝技術）を、技術データ・技術支援の形態により、外国において、あるいは非居住者に対して提供することをいいます。有償無償は問いません。例えば、以下のような行為は「技術の提供」にあたりとされています。（経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」第三版（平成29年10月）参考）

—非居住者（主に日本で雇用されていない外国人）へ以下の提供を行う場合—

- ・ 有形技術の提供
—紙媒体（技術報告書、図面、製造方法書、試験方法書等）の提供

—電子媒体（実験データ、投稿原稿、研究記録等）の提供

・無形技術の提供

—電話による指導・口頭による研究発表
—プレゼンテーションソフトによる表示、説明

・人を介しての技術の提供

—外国の展示会、シンポジウム等での技術展示
—外国人も参加可能なセミナー等での技術発表
—外国人への技術指導

■「技術の提供」の例外

上記は原則であり、いくつかの行為は例外として、学内の管理対象外としております。詳しくは、輸出管理統括部署（法務統括室）のホームページ（<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/sec.html>）をご確認ください。

（2019年4月に、大学の規則や訴訟対応、コンプライアンスの確保などを担当する法務・コンプライアンス課を加え、大学法務を一元化した法務統括室に改組しました。）

○外国人研究者及び外国人留学生の受け入れ

外国人研究者及び外国人留学生の受け入れ時に、安全保障輸出管理の観点から確認を行うフローを運用しております。詳しくは輸出管理統括部署（法務統括室）へお問い合わせください。

○学内における管理体制

*輸出管理統括責任者（理事）

本学における安全保障輸出管理を統括する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・ 安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の決定
- ・ 技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可
- ・ 安全保障輸出管理に関する教育、監査の実施 等

*輸出管理統括部署（法務統括室）

輸出管理統括責任者を支援する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・ 安全保障輸出管理の基本方針及び基本施策の企画・立案
- ・ 技術の提供及び貨物の輸出に関する承認・許可手続
- ・ 安全保障輸出管理に関する教育、監査の企画・立案 等

*部局輸出管理責任者（各部署局長）

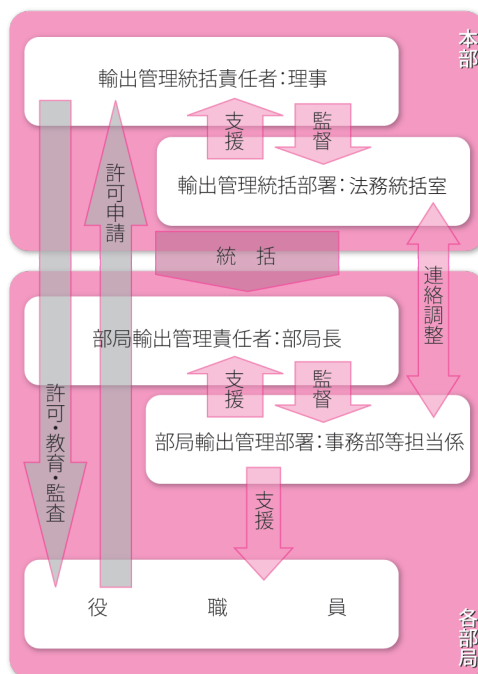
各部署における安全保障輸出管理を主宰する者で、次に掲げる業務を行います。

- ・技術の提供及び貨物の輸出に関する審査
- ・安全保障輸出管理に関する教育その他輸出管理統括責任者が実施する業務への協力 等

***部局輸出管理部署(所管事務部等担当係)**

各部局における安全保障輸出管理の実務を実施する部署で、次に掲げる業務を行います。

- ・当該部局の役職員が行う安全保障輸出管理に関する支援
- ・部局輸出管理責任者の支援
- ・輸出管理統括部署との輸出管理に関する連絡調整 等



○学内における申請手続

役職員は、自身又は自身が主として研究指導を行う学生等が大学の業務上のものとして貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、事前に以下の手順により輸出管理統括責任者の許可を得る必要があります。貨物の輸出(もしくは技術の提供)を行う場合には、必ず学内申請手続を行ってください。

*役職員とは、本学に雇用されている教授、准教授、助教、講師、研究員等すべての教職員を指します。

■学内申請手続について

学内申請手続については、法務統括室 HP(<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/security/>)をご確認下さい。

法務統括室 HP に設置した電子申請システムが利用できます。利用にあたっては、システム仮登録をした上で本ユーザー登録をしていただく必要があります。登録の方法は下記の2種類があります。登録および申請システムの利用は、セキュリティの関係のため、学内からのアクセスのみに限定しています。

1. 上記の法務統括室の HP にアクセスいただき、「初めてのの方はコチラ」から案内に沿って仮登録を行ってください。

もしくは、

2. URL:<http://133.5.69.189/user/register> に直接アクセスをいただき、システム内の案内に沿って仮登録を行ってください。

仮登録完了後、本登録の案内メールが各自のメールアドレスに届きます。案内メールに従い改めて本登録を行ってください。

本登録完了後、法務統括室 HP の申請システム(「申請手続き(起案者用)」)からログインしてください。システムの画面に従い、入力・申請を行います。仮登録から本登録の方法、また案件の入力・申請の方法についての詳細は、法務統括室 HP の申請システム(「マニュアル(起案者用)」)で確認できます。(いずれも学内からのアクセスのみに限定しています。)

***部局輸出管理責任者による審査**

部局輸出管理責任者は、役職員からの申請を審査し、その結果を輸出管理統括責任者に電子申請システムにより報告します。

***輸出管理統括責任者による承認・許可**

輸出管理統括責任者は、部局輸出管理責任者からの報告を審査し、安全保障輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該技術の提供又は貨物の輸出について、非該当証明書の発行をもって許可します。または、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を得ます。

***同一性の確認**

役職員は、技術の提供又は貨物の輸出を行うに当たり、当該取引が輸出管理統括責任者の許可を受けたものと同一のものか確認を行わなければなりません。

★もっと詳しく知るには

- ・輸出管理統括部署(法務統括室)のホームページ
<http://qilo.kyushu-u.ac.jp/sec.html>
- ・経済産業省のホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

◆問合せ先

法務統括室 安全保障輸出管理担当

TEL:092-802-2019 FAX:092-802-2023

E-mail : export_control@qilo.kyushu-u.ac.jp

化学物質等の管理

研究室等の管理責任者は、様々な化学物質に関する法律を遵守するとともに、学生及び教職員の安全と健康を守る義務があります。そのためには、以下に示すリスクアセスメント、化学物質管理支援システムを用いた化学物質の管理、および作業環境対象物質のリスク調査を必ず実施させるよう指導して下さい。また、学生に実験させる場合、これらの実施方法を含めた安全教育を学生に対して行わなければならない。

○化学物質の取扱い

化学物質の取扱いに関しては、九州大学化学物質管理規程や毒物及び劇物取締法が定められており、これらを遵守する必要があります。また、部局においても内規を定めている場合がありますので、併せて遵守する必要があります。内規については、部局によって定めが異なりますので、部局担当係に確認してください。

○リスクアセスメント

平成28年6月1日から、労働安全衛生法の改正によって、一定の危険有害性のある化学物質についてリスクアセスメントが義務づけられました。リスクアセスメントとは、化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。平成30年7月1日現在、673物質がリスクアセスメントの対象として指定されています。本学において化学物質を取扱うにあたっては、「九州大学化学物質の使用に関するリスクアセスメントの実施指針」に基づいて各部局で定められたリスクアセスメント実施基準、実施指針、実施マニュアルにしたがって、リスクアセスメントを行い、リスクレベルの確認とリスク対策を行って下さい。また、SDS及びリスクアセスメント結果は実験室の見やすい場所に掲示、又は備え付けてください。

○化学物質管理支援システム

学内の化学物質は、パソコンを用いた全学統一のシステムで管理しています。化学物質を使われる場合は、部局等薬品管理者(各部局の保全係、用度係、施設管理係等)に所属ログインIDの交付を要求し、URL <http://chem.ofc.kyushu-u.ac.jp/iasor6/> よりシステムに入って下さい。毒物及び劇物は、取締法や本学規則に従い、使用する度に使用量や使用者等を入力しなければなりません。なお、所属ログインIDは、化学物質に関する調査や廃液等の処理依頼時にも、整理番号として利用します。

○高圧ガスの管理

高圧ガス保安法により、高圧ガスの製造・貯蔵及び消費に関し、その取扱いに規制が設けられています。例えば、高圧ガスボンベから直接1MPa以上の圧力にて取り出した高圧ガスにて実験・研究を行う場合も高圧ガス保安法の適用を受け、監督行政庁への届出が必要となります。実験に使用している圧力の確認をお願いします。また、次の6点を理解した上で、安全に実験を実施して下さい。①ガスの性質を熟知しておく。②漏えいさせない。③高圧ガスの圧力について認識しておく。④バルブは静かに開閉する。⑤ガスを他の目的に流用しない。⑥器具類は専用のものを用いる。

○作業環境測定

労働安全衛生法に規定されている作業環境測定対象物質(有機溶剤、特定化学物質及び粉じん)を取り扱っている研究室では、毎年、リスク調査を行っています。リスクが見込まれる場合には、その年の後期及び翌年の前期に作業環境測定を実施しています。換気等に注意し、良好な作業環境を保持して下さい。

○P R T R法の調査

地球上に蓄積している有害な化学物質は、大気、下水道、廃棄物等へ排出(移動)した量をキャンパス毎に集計し届け出る義務があります。とくに流しからは、少しでも害があると思われるものは流さないようにして下さい。排水は、常に水質を検査し、基準値を超えた場合には原因の究明を行っています。

○水銀及び水銀化合物の適切な管理

平成29年8月16日の「水銀に関する水俣条約」の発効に伴い、「水銀による環境の汚染の防止に関する

る法律」(水銀汚染防止法)及び改正関係法令が施行され、水銀製品の製造や移動、使用、廃棄等に関する規制が強化されました。水銀及び水銀化合物の国が定めた指針に従った貯蔵、前年度の貯蔵量及び移動量の報告、水銀使用機器の廃棄時の適正な分別回収等が義務付けられています。水銀及び水銀化合物の化学物質管理支援システムへの登録、在庫量・使用量の把握、温度計などの水銀使用機器の保有数量、使用・保管場所の把握等の適切な管理が必要です。

注意! 毎年のように麻薬や向精神薬として追加指定される化学物質、規制される以前から保持している酢酸ウラニル等の核燃料物質、使用禁止となった農薬、特定毒物など注意が必要です。
化学物質は化学物質管理支援システムに登録し、チェックを受けられるようにして下さい。

★もっと詳しく知るには

- 九州大学化学物質管理規程
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/pdf/289/1/2011kitei092.pdf>
- 化学物質管理規程運用マニュアル
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/file/45a-kitei-manual.pdf>
- 九州大学化学物質の使用に関するリスクアセスメントの実施指針
http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/file/gentei/risk_assesment/RA_sisin.pdf
- 安全衛生ガイドライン
http://www.sls.kyushu-u.ac.jp/wp-content/uploads/2017/10/20171019_safety_guideline-2017_6.pdf
- 化学物質管理支援システム「システム操作簡易マニュアル」
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/>
- 廃液・廃棄物処理の手引き
<http://kan-an.jimu.kyushu-u.ac.jp/05-link.html>

◆問合せ先

- 化学物質の管理について
各部署事務担当係
又は 環境安全センター 092-802-2591
内線:90-2591
- 化学物質管理支援システムについて
環境安全センター
092-802-2591

内線:90-2591

- 高圧ガスについて
環境安全衛生推進室 高圧ガス等安全管理部門
092-802-3920
内線:90-3920
- 作業環境測定について
総務部環境安全管理課衛生管理係
092-802-2075
内線:90-2075

研究成果の公開

「九州大学オープンアクセス方針(平成28年1月教育研究評議会決定、平成29年1月運用開始)」では、「本学に在籍する教員の公的研究資金を用いた研究成果を九州大学学術情報リポジトリによって公開する」としています。

「オープンアクセス」とは

論文等の学術情報をインターネットを介して無料でだれもが自由に利用できるようにすることをオープンアクセスといいます。研究者にとっては次のようなメリットがあります。

- 研究成果をより多くの人に読んでもらうことができる
- 論文を引用される可能性が高まる
- 研究成果の共有が進み、社会へ還元される

論文をオープンアクセスにするには、ジャーナルへの投稿(ゴールドオープンアクセス)と、機関リポジトリ等へのセルフアーカイブ(グリーンオープンアクセス)の二つの方法があります。

本学では、「九州大学学術情報リポジトリ(QIR)」を使ってセルフアーカイブができます。

附属図書館ウェブサイト>九大コレクション>リポジトリ(QIR)

<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/papers>

○九州大学学術情報リポジトリ(QIR)への登録

【登録できる人】

- 九州大学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生

【登録できる資料】

- 学術雑誌論文、学位論文、紀要論文、会議発表

論文、テクニカルレポート、研究報告書など

【登録方法】

- ① 図書館マイページから登録する方法
附属図書館ウェブサイト>ログイン>リポジトリ登録 (QIR)
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/activities>
- ② 図書館に登録を依頼する方法
登録する資料を附属図書館リポジトリ係に送付
メールで 電子ファイルを添付
宛先: qir@jimu.kyushu-u.ac.jp
学内便で 印刷物や電子メディアを送付
宛先: 学内便番号 | W 1
- ③ 教員活動進捗・報告システム (Q-RADeRS) から登録する方法
研究業績の登録の際に併せて電子ファイル (ジャーナルに投稿した論文の場合は著者最終稿) をアップロードしてください。
IR 室ウェブサイト> Q-RADeRS > ログイン
<https://hyoka-lab.ir.kyushu-u.ac.jp/>

※ QIR に登録された論文は、DOI が付与され永続的なアクセスが保証されます。(そのため、引用もされやすくなります。) また、九大コレクション、Google 等の検索エンジンで誰でも検索でき、本文まで読めるようになります。「九州大学研究者情報」(P21参照)からもリンクしています。併せてご利用ください。

○ QIR 活用法

QIR には、論文以外にも研究活動において作成した様々なコンテンツを登録することができます。

- ・学会やシンポジウム等で発表したスライドやポスター
- ・執筆した図書や図書の一部 (章節)、広報誌や一般読者向け雑誌、新聞等の掲載記事
- ・講義用のプレゼンテーション資料や配布資料、動画等の教材
- ・受賞した論文 (受賞の事実を含めて)

注意! 既に出版・公表している資料や二次的著作物を登録する場合、著作権処理を必要とすることがあります。詳細は下記問合せ先までご相談ください。

★もっと詳しく知るには

- ・オープンアクセスとは
附属図書館ウェブサイト>「Open Access」バナー
<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/open/>
- ・九州大学オープンアクセス方針
https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/open/qir/oa_policy

附属図書館 ウェブサイト	オープン アクセスとは	QIR 登録方法
-----------------	----------------	----------



◆問合せ先

附属図書館 e リソース課リポジトリ係
TEL:092-802-2459 内線:90-2459
E-mail: qir@jimu.kyushu-u.ac.jp

粗悪学術雑誌“ハゲタカジャーナル”に注意!

査読誌であることをうたいながら、著者から論文投稿料 (APC) を得ることのみを目的として、適切な査読を行わない、低品質かつ悪質なオープンアクセス形式のジャーナルをハゲタカジャーナルといいます。投稿すると研究者自身の信頼・評価が低下する恐れがありますのでご注意ください。

附属図書館ウェブサイト>「Open Access」バナー>ハゲタカジャーナル (注意喚起)

<https://www.lib.kyushu-u.ac.jp/ja/services/open/gold/pj>